

資格確認書が届いた加入者様へ

①、②をご確認のうえ大切に保管してください



① 資格確認書とは・・

- ・ 資格確認書は医療機関等でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限を定めて交付するものです。

【マイナ保険証での資格確認が基本であるため、資格確認書での資格確認は例外的な位置づけです。】

マイナ保険証による資格確認ができない状況にある方（資格確認書の交付対象者）の例

マイナンバーカードを作っていない方	マイナンバーカードを返納した方	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方	マイナンバーカードを紛失・き損した方	マイナンバーカードの更新中の方

マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方

- ・ **マイナンバーカードを返納した方など将来的にマイナ保険証を使う予定がない方を除き、有効期限内にマイナ保険証への切り替え手続きをお願いします。**

※マイナ保険証への切り替え手続きのご案内は、こちらから▶



② 取扱いにあたっての留意点

- ・ 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を記載してください。
- ・ **保険医療機関等で診療を受けるときは、窓口で提示してください。（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証を添えてください。）**
- ・ 退職等により資格を喪失したときは、又は被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 氏名などに変更があったときは、届出に資格確認書を添付のうえ、直ちに事業主を経由して届出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 資格確認書を紛失・き損したときは、『健康保険 資格確認書再交付申請書』を直ちに事業主を経由して、健康保険組合へ届出を行い、資格確認書の再交付をうけてください。
- ・ 不正に資格確認書を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

資格情報のお知らせが届いた加入者様へ

①、②をご確認のうえ大切に保管してください



① 資格情報のお知らせとは・・

- ・ 資格情報のお知らせは、保険給付の申請時などに用いる『記号・番号・枝番』をお知らせする通知です。
- ・ 資格情報のお知らせで、医療機関等の窓口でマイナ保険証の読み取りができないなど例外的な場合にマイナンバーカードと共に提示することで保険診療を受けることができます。
通知の右下のカードを切り離して携帯いただきますようお願いします。ただし、スマートフォンなどをお持ちの場合は、端末にマイナポータルから『医療保険の資格情報』をダウンロードしておくことで代用可能です。
(詳細は、留意点②のフローチャートでご確認ください。)
- ・ 資格情報のお知らせは、加入者様の資格情報の登録が完了し、マイナ保険証での受診が可能となったことをお知らせする通知です。

② 取扱いにあたっての留意点（マイナ保険証を保有した場合）

- ・ 以下、フローチャートに則って、マイナ保険証が使えない場合に備えてください。

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。
▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要です。
資格情報のお知らせに記載されているQRコードから①マイナポータルにログイン> ②健康保険証を選択> ③端末に保存ボタンを押下> ④『医療保険の資格情報』をダウンロードしてください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ（通知の右下を切り取ったもの）をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。
▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、健康保険組合に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力お願いします。
▶ マイナ保険証を持つことは、加入者様本人にメリットがあるのはもちろん、社会的な課題となっている医療機関や薬局の事務負担を軽減することもできます。これから日本の医療を守っていくためにも積極的にマイナ保険証に切り替えていただきますようお願いします。